

## 「一人法人」制度を導入することについて

### 1. 法人制度導入の背景

平成12年の弁理士法改正において、それまで個人事務所として活動していた弁理士の事務所について、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするため、特許業務法人制度が導入された。

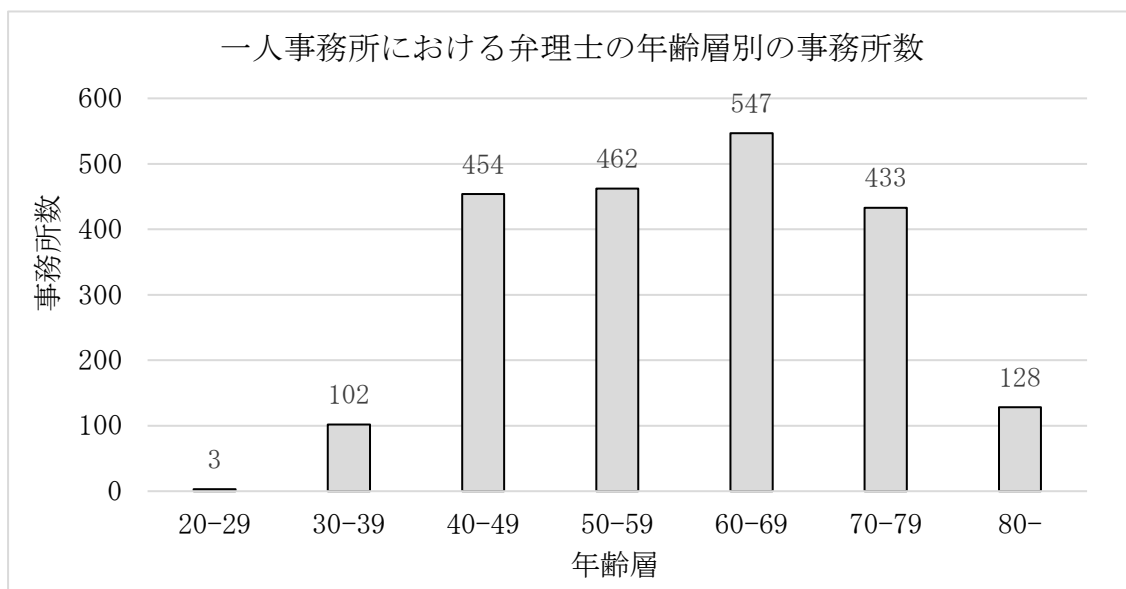
本制度では、特許業務法人の設立・存続には、弁理士社員が二人以上いることが必要とされている。これは、弁理士社員の一人が急遽業務を行えなくなった場合でも、他の弁理士社員がその業務を引き継げるようにすることで、ユーザーへの継続的な対応を図るためである。

ユーザーが安心して弁理士に業務を依頼できるよう、継続的な対応を担保することは重要である。

### 2. 現行制度の問題点

図1は法人化の要件を満たすことのできない弁理士が一人の事務所（以下、「一人事務所」という。）における年齢層別の事務所数を示したものである。60歳代の弁理士が経営する事務所が最も多くなっており、一人事務所に属する弁理士の平均年齢は59.9歳となっている。

【図1】



※日本弁理士会調べ（令和2年1月）

また、二人以上の弁理士がいる事務所においても、弁理士の一人が法人化を望んでいるものの、特許業務法人の社員は無限責任を負わなければならないこと

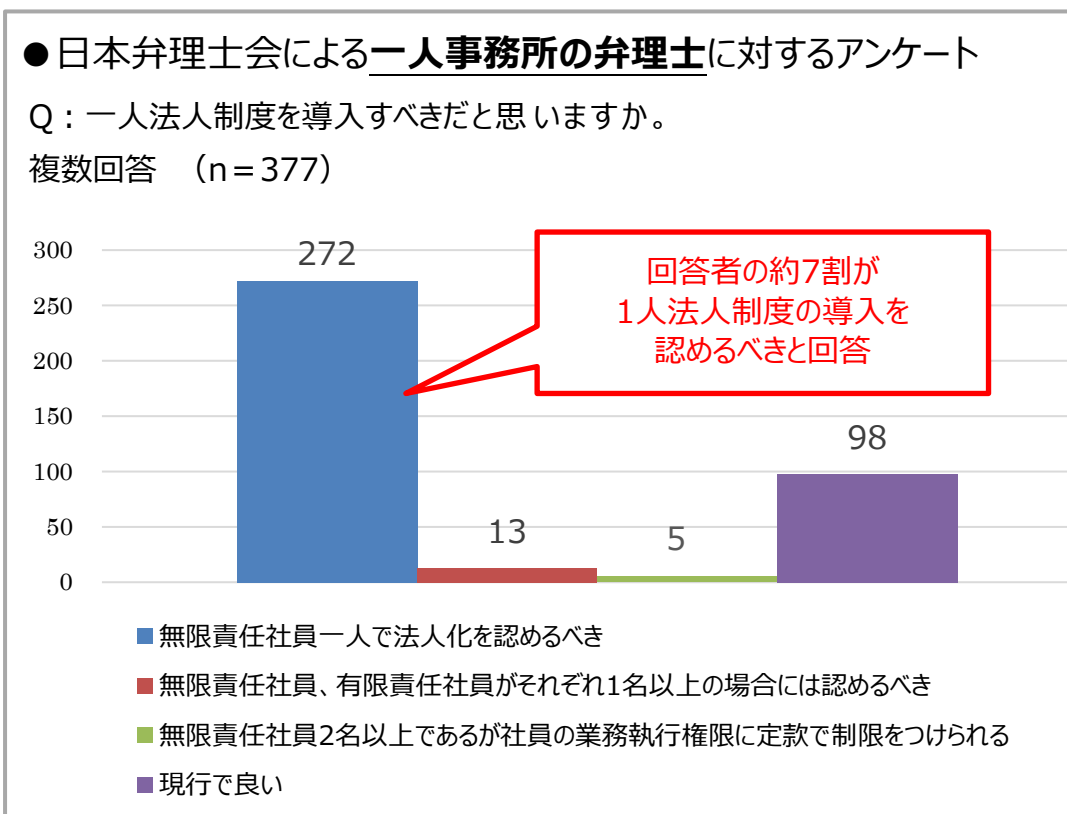
などから他の弁理士が社員になることを拒み、二人以上の弁理士社員を確保することができず、法人化できない弁理士事務所が一定数存在している。

法人化されていない事務所において弁理士が急遽業務を行えなくなり、当該弁理士の個人資産と事業資産の分離がなされていないために事業承継等を円滑に進めることができず、ユーザーの利便を損なう事例も現に発生している。このような事例において、仮に事務所が法人化されており、かつ有事における業務の引受先が決まっていた場合には、法人内の弁理士が急遽業務を行えない状況になったとしても、法人の権利義務が維持されることから、引受先への事業承継等を円滑に進めることができ、ユーザーへの継続的な対応を維持することが可能となる。

したがって、弁理士事務所の法人化のために二人以上の弁理士社員が必要であることが、法人化されていない事務所の存在に繋がり、かえってユーザーへの継続的な対応を妨げる一因となっている。

さらに、図2に示すように、一人事務所の弁理士の約7割は、一人法人制度を導入すべきと回答している。

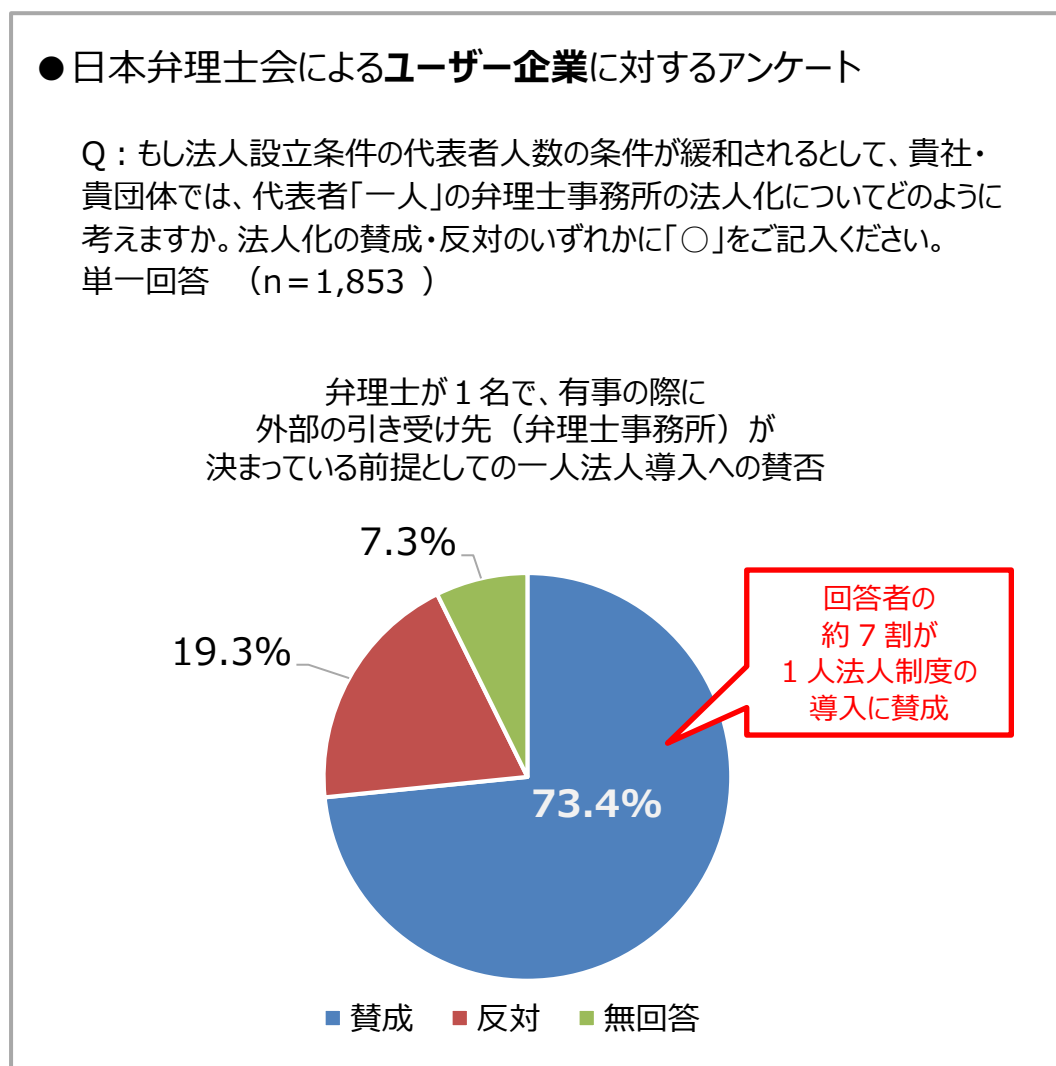
【図2】



※日本弁理士会調べ (平成31年1～2月)

また、図3に示すように、有事における業務の引受先が決まっている前提ではあるものの、ユーザー企業の約7割も一人法人制度の導入に賛成している。

【図3】



※日本弁理士会調べ（平成31年1～2月）

### 3. 他土業の状況

平成12年の特許業務法人制度創設時は、旧商法下における合名会社の設立に見られるように、法人の設立には二人以上の社員が必要であることが一般的とされていた。

しかしながら、平成18年に施行された会社法においては社員一人による合名会社の設立が可能とされたほか、下表に示すように、他の土業においても既に一

人法人制度が導入されており、現在では法人の設立・存続に二人以上の社員が必要であるという状況ではなくなっている。

【表】 他士業の一人法人制度導入状況（令和 2 年 12 月現在）

士業	弁護士	司法書士	行政書士	税理士	公認 会計士	社会保険 労務士
一人法人 制度導入 状況	○ (平成 14 年 4 月 1 日施行)	○ (令和 2 年 8 月 1 日施行)	○ (令和元年 12 月 4 日公布、 1 年 6 月以内 施行)	×	× ※社員は 5 人以上	○ (平成 28 年 1 月 1 日施 行)

#### 4. まとめ

以上を踏まえ、ユーザーへの継続的な対応と、大規模法人による総合的なサービスの提供を可能とするという特許業務法人制度導入時の目的に沿って、弁理士事務所の法人化を促進するため、弁理士一人でも法人の設立を可能とするための措置を講じることが、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境を整備する上で適当であると考えられる。

ただし、一人法人制度の導入に当たっては、以下の点について事前に十分な検討がなされる必要があると考えられる。

- ① 一人事務所の法人化及び、法人化された事務所の大規模化を促進するための取組
- ② 弁理士が一人の法人において、当該弁理士が欠けた場合への対応（引受先の確保、解散に係る手続や費用負担等）

(以上)